



島根県報

平成20年 9 月24日 (水)
号外 第 111 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

島根県行政組織規則の一部を改正する規則 (規則第68号)

1 規則の概要

- (1) 地方機関として「島根あさひ社会復帰促進センター診療所」を設置することとした。
- (2) 医療対策課の「島根あさひ社会復帰促進センター診療所開設準備スタッフ」を廃止することとした。

2 施行期日

平成20年10月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 9 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第68号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則 (平成18年島根県規則第17号) の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項の表健康福祉部の部医療対策課の項中「、島根あさひ社会復帰促進センター診療所開設準備スタッフ」を削る。

第14条第 1 項の表健康福祉部の部医療対策課の項第 8 号中「の開設準備」を削る。

第17条の表健康福祉部の主管に属する機関の部中「総合福祉センター」を「総合福祉センター
島根あさひ社会復帰促進センター診療所」
に改める。

第38条の次に次の 1 条を加える。

(島根あさひ社会復帰促進センター診療所)

第38条の 2 島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例 (平成20年島根県条例第17号) 第 1 条の規定により設置された島根あさひ社会復帰促進センター診療所 (以下この条において「センター診療所」という。) は、浜田市に置く。

2 センター診療所に、総務担当及び診療スタッフを置く。

3 センター診療所の業務は、次のとおりとする。

- (1) 島根あさひ社会復帰促進センター (以下この条において「センター」という。) の被収容者に対する診療に関する
こと。

- (2) センターの長に対する医療行為に関する専門的知見に基づく助言に関すること。
- (3) センター診療所に勤務する医師等の派遣に係る医療機関等との調整に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センター内に国が開設した診療所の管理に当たり必要な業務に関すること。
- (5) センターの被収容者以外の者に対する眼科診療に関すること。

第69条第 2 項の表中 「産業技術センター」 を 「
島根あさひ社会復帰
促進センター診療所
産業技術センター」 に改める。

附 則

この規則は、平成20年10月 1 日から施行する。